

2 月 NEWS

【1】 税制情報

家賃など請求書等の交付がない場合のインボイス対応についてご紹介いたします。インボイス制度の全体像については令和 3 年 7 月のホームページ又は下記の国税庁のページをご参照下さい。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

①今までの仕入税額控除

現行の区分記載請求書等保存方式でも仕入税額控除を適用するには、取引相手から交付された請求書等の保存が求められます。この点、取引の都度、請求書等交付されない取引（例：事務所等の家賃など）は銀行の「口座振込」や「口座振替」で支払い、「振込金受取書」と「賃貸借契約書」の保存が必要となります。

口座振替の場合には、振込金受取書の交付を受けないため、請求書等の交付を受けない「やむを得ない理由」があるものとして、「口座振替のため」等と帳簿に記載することで仕入税額控除の摘要が認められていました。

しかし、インボイス制度では、口座振替で「口座振替のため」等と帳簿に記載しても仕入税額控除は認められず、口座振込と同様に、賃貸借契約書等の書類の保存が必要となります。

②口座振替で仕入税額控除を受けるためには

インボイス制度で仕入税額控除を適用するには、その取引相手の登録番号等が記載されたインボイスの保存が必要ですが、複数の書類を組み合わせることで仕入税額控除の要件を満たすことができます。

・「口座振込」の場合

登録番号が記載された賃貸借契約書に加え、登録番号等とは別にインボイスの記載事項である「課税資産の譲渡等の年月日」を示す振込金受取書の保存で仕入税額控除が認められます。

・「口座振替」の場合

振込金受取書の交付を受けないため、登録番号が記載された賃貸借契約書に加え、その銀行口座に係る「通帳」を保存すれば、インボイスの全ての記載事項を満たし、仕入れ税額控除が認められます。

③注意事項

令和5年10月以降に新たに事務所等の貸借借契約を結ぶ「新規契約」では、貸借借契約書に貸主の登録番号の記載はされていると思われませんが、令和5年10月前から既に事務所の貸借借契約を結んでいる「既存契約」の場合は、登録番号のほかにインボイスの記載事項である「適用税率」や「消費税額等」が貸借借契約書に記載されていないことが想定されます。この場合、借主は貸借借契約書及び振込金受取書等の保存に加え、記載が不足している登録番号、適用税率や消費税額等について、貸主から別途通知を受け、保存する必要があります。

インボイス制度について質問等ございましたら担当までご連絡ください。

【2】2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
2月10日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	6月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の3月・6月・9月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

【3】スタッフの一言

今年も早いもので1ヶ月が経過しました、新型コロナウイルスの感染者はまだ多いですが、2月は確定申告がはじまります。現時点ではまだ確定申告の期限延長の発表がないため、確定申告相談会場など混雑する恐れがあります。皆様どうぞお気を付けくださいませ。

町田